

平成30年度第1回市民自治推進委員会

開催日時 平成30年11月1日（木） 10時から

開催場所 市役所403・404会議室

出席者

（委員）澤井委員、中川委員、辻委員、樋口委員、森岡委員、藤田委員、入口委員、津田委員、佐藤委員

（事務局）石畑地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、金子市民活動推進課長補佐、石田市民活動推進課主幹

1 開会

2 委員紹介及び事務局紹介

3 案件

（1）副委員長の指名について

副委員長は森岡文夫氏に決定

（2）自治基本条例の見直し検討について

資料（①、②-1、②-2、②-3、③、④）に基づき事務局説明

【中川委員長】 それでは、今なされた説明について、ちょっと分かりにくかったとか、ここを確認したいとかいうことがありましたら、まず、質問からお受けしたいと思います。なければ私からお聞きします。

最初に、資料の②-2と②-3、これが内容的にはほとんど重なっていますが、違う部分が市民自治推進委員会の委員意見の欄が入っているのが②-3。②-2が内部で作られているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。庁内の調査票として使うのが②-2でございます。

【中川委員長】 庁内の意見集約したものが②-3でよろしいでしょうか。

【中川委員長】 それが我々の方へ来たときに、我々は②-3の市民自治推進委員会の意見のところに書き込んで返すという段取りですか。

【事務局】 そうです。

【中川委員長】 それからもう1点、説明の中であったのかもしれないですが、私が聞き

漏らしたかもしれません。その際にご容赦ください。資料③に載っていますような篠山、白老、熊本とあるんですけど、これはなぜこの3自治体を選んだのかという説明がなかったんですが。

【事務局】 まず、この3自治体を選ばせていただきましたのは、前回の見直し時に改正されたとして挙げられている自治体につきまして、その改正後、本日までの間にもう一度改正されたところで、さらに今回の見直し時でも改正されたというところのみを出させていたおいております。

【中川委員長】 つまり前回見直し時に提示した自治体の中から、2回以上、改正経過があるというところを選んだということですね。

【事務局】 そうです。

【中川委員長】 分かりました。

それから、ここには出てきていないんですけど、参考資料として次回までに出していただきたらうれしいなと思うのが、全国千七百数十ある自治体のうち、こういう自治基本条例的なものを制定している自治体が何自治体あるのか、そういう統計はありますか。

【事務局】 NPO法人が調査をされているものがございまして、30年4月1日現在で、1,788自治体中371自治体が条例を施行しており、20.7%となっております。

【中川委員長】 そのうち政令都市、中核市、一般市という区分は分かれますか。

【事務局】 政令指定都市ですと、制定しているのが6市ということで30%です。20分の6になります。市でいきますと770分の230、29.9%となっております。こちらには、町村は集計が出ておりません。

【中川委員長】 中核市の区分はしていませんか。

【事務局】 中核市はないです。

【中川委員長】 次回でも結構ですから、そういう全国傾向をマクロ的に私たちも頭に入れながら取り組むということが望ましいと思うので、そういうデータをください。日本全体ではどうなっているのということが分かった上で、生駒の位置も確認できるでしょう。その上で、他市はこんなことをやっているなどを見て、生駒としてはどこどこを改めていけばいいか、詰めていけばいいかというスタンスを決めていくには非常に役に立ちます。それを知らなくて、熊本と白老と篠山だけといたら、何か誘導されているみたいな不安を感じる委員がいたらいけないので。

【中川委員長】 そのほかの改正がなかったような、例えばみよし市等については、特段、

こういう基準で選びましたではなく、知れる限り集めたという話ですか。

【事務局】 インターネットで検索して集めました。

【中川委員長】 それについて基準はない。手に入る限りの情報でしたということです。

【事務局】 2回以上が、今、篠山と白老と2つ挙げさせていただいていますが、生駒市が前回、26年度に見直したときの資料としてこの2市も挙げていたので、そこを追っていたときに2回されたというので挙げさせていただいておりますが、2回以上改正している自治体がどこの自治体かわかりませんが、19自治体はあるといった情報もございます。

【中川委員長】 全国、近畿、奈良というふうに並べてくれたら、生駒の人にとつたらすぐく分かりやすい。奈良県内は自治基本条例的なものを制定している自治体というのはさほど多くないと思います。

【事務局】 大和郡山、上牧、吉野、生駒の37自治体中4自治体となります。

【中川委員長】 それに対して、例えば大阪府はもっと高いとか、あるはずです。

【事務局】 後ほどお渡しする資料に一覧表がございますので、また後ほどご覧いただけたらと思います。

【中川委員長】 それでは、私、代表して言いましたが、もしもお気づきの点、疑問があれば聞いてください。

以下は、今後の見直しについて、これでいいのかなと思っていますけど、留意すべき点とか、見直しに当たってこういうふうなところを点検すべきじゃないかというようなお気づきの点があるかと思います。それについて委員からご意見を賜りたいと思います。

【澤井委員】 資料②-2が各担当課に記入してもらい、それをまとめたものが資料②-3ということですね。②-3の、条項ごとに各課が述べてもらいますが、担当課を書いておいてもらったほうが分かりやすいと思います。それから、関連課もですね。見やすくなると思います。

【事務局】 分かりました。ありがとうございます。

【辻委員】 私も澤井先生と同じですが、やはり皆さん、現場の市役所の方々がどのようにお感じなのかという、そういった情報をもとに私なりの意見を考えさせていただきたいと思いますので、そちらが明確になるようにということをお願いしておきたいというその1点だけでございます。

【中川委員長】 大事な視点ですよ。

【樋口委員】 前回、見直したときに、いろんな課題とか提案があって、それにどう対応

したかということは見られるようにしていただきたい。1項目増える形になるのかもしれないですけども。それに対して、やったのかやっていないのか、やっていないなら何でという理由が多分あるだろうし、やっているとしたら、どこまでできているのかというところ分かるようにしていただけると、新しい課題が出たのか、継続した課題なのかというようなことも見ながら分かるかなと思います。それが1点。

もう1点は、事例の話ですが、先ほど改正の回数という話があったんですが、回数というのにどれだけ意味があるか分からないですが、その改正の中身として、先ほどの表を見ると、生駒市の条例というのは網羅的に書かれていて、他自治体は抜けていて、それが追加されたというような状況が見れたんですけど、実はそれって生駒市としてはあまり意味がなくて、生駒市に書いていないことが追加された自治体があるのかどうか、見つけるのはなかなか難しいと思うんですけど。あと、書かれている条項の中でもちょっと違う、変化というか、時流でちょっと変わってきたような、この文言を大事にし始めたとか、あと、これがなくなったとかいうようなところが分かるようなものがあると、今どきの物の考え方というのが見えてくるかなと。それにあわせて、生駒市としてはどう考えていけるのかということの参考になると思うので、もし可能ならばそういうところを出していただけると、まさに分析というものができる資料になるかなとも思いますので、お願いします。

【藤田委員】 樋口委員とちょっと似ているんですけども、やはり回数だけでなく、かかわる何かがあれば、それはちゃんと見ておいたほうがいいのではないかなと感じております。ただ、ちょっと勉強不足ですので、できるだけかみ砕いた内容でお話しいただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

【入口委員】 同じような意見ですが、類似都市で比較していただいた方がイメージ的には入りやすいと。大都市近郊でニュータウンが多くて、人口が12万ちょっとくらい、歴史・文化があるとか。

【津田委員】 事例の中で生駒市の条文と違う文言が入っているのが何個かあって、その中に、例えばオンブズマンとか、そのようなことが入っていますが、これはどういう形になるのかとか、なかなか分かりづらい部分があると思いますので、その項目になる事前に、専門的な説明というか、そういうものがあつた方が判断しやすいのではないかと思ったりもします。

【中川委員長】 モデル的なところを選んだら、いわゆる突合しながら引っ張り出していくという作業もやった方がいいなということですね。

【佐藤委員】 私も皆さんと同じで、同じような人口とか同じような環境のところとか、文化のあるところとか、それをどのように守っていくか。衰退してしまうので、どうしても手を加えなかったりお金を出さないと、どんどんなくなったりして、なくなったら元には戻せないというところが多いので、そういうところの条文とかはどういうふうになっているんだろう、どういうふうに守っていくとされているんだろうかなというのを知りたいです。

【森岡副委員長】 特に大きく変更するところはないだろうとは思っています。ただ、書かれていることの中身じゃなくて、生駒市のまちづくりをどう進めていくかという、条文でどうのこうの書くことでなくて、どんなまちにしたいのかと。今、総合計画の委員会でも論議されていますけども、生駒の特徴と特性というのが前段に書き込めればというか、あるいは論議できるような、そのイメージでもってまちづくりを進めていくということが大事じゃないかなと思っています。

そういう点で、条文を改正するとかしないじゃなくて、今、見直しの中で生駒がどういうように発展してきたのか、それに基づいて、まちづくりがこの条文でいいのかどうか、そういう検討の仕方を1つは加えていただければありがたいと思います。

【中川委員長】 ありがとうございます。

ひととおり、意見をいただきましたが、追加でご発言のご希望はございますか。どうぞ。

【樋口委員】 言い忘れたことなんですが、事例の話の延長線上になるかと思いますが、他自治体がどう運用しているかというところで、なかなかその中身を見るというのは難しいんですが、下位条例を作っているとか、ガイドラインがあるとか、例えば協働の手続について別に条例をこしらえて、それで運用しているとか。基本条例というのは、基本的には大きな大方針が書かれていて、手続はなかなか書いてないですが。市民投票条例についても別途になっています。ああいう形で、動かすための条例がどれだけ作られているとか、条例まで行かなくても指針とかガイドラインとかで運用しているとか、何かそのあたりもこの事例整理にあわせて、そこはどうしているというようなことだけでも見れるといいかなと。

【事務局】 それは生駒市だけじゃなくてほかの自治体ということですか。

【樋口委員】 そうです。この事例自治体の中で。一定、そういう改正の中身を整理していったときに、そこがどんな条立てでやっているかということと一緒に見られたらいいのではないかなと。生駒にないもの、あるものというのが見える。

【中川委員長】 順番にいただいたご意見、1つは、この資料②-2ができていくプロセスだと思うんですけど、自治基本条例ができることによってどういう効果があったのかとか、

あるいは担当部局、関連部局は取り組み、何をしてきたんだと。それについて、実際に変化があったのかなかったのか、効き目があったのかなかったのかということの内省的に書いていただきたいということではないかと思うんです。澤井委員、辻委員からのご提案は、実はそういうことを指していると思います。

つまり条例を作ったことで我々としてはこんなよいことがありました、あるいは、仕事は増えたけど、こういう行政効果がありましたとか、そういうことが内省的に書かれないと、例えば、特段、社会情勢に変化がないため変更の必要ないですということが終わってしまう危険性を感じる。それを批判するつもりはないんですが。変えないということも大事なことです。変えないなら変えないで、効果があるから変えないとか、あるいはこういうことで支えてくれているから変えないという積極的な認識が必要ではないかと思います。

それと、効き目がないから変えたいというのは廃止なのか改正なのかという議論をするためには、やはり担当部局としての見解というのはすごく大きいと思います。そののこのところをこの委員会と対話ができるようにさせていただけないかなということ。だから、問題がないので記述はありませんというのはおかしいと思います。

それから、樋口委員から言われたことは、それにニアリーイコール重なっていると思うんですけど、解説書の話なのかもしれませんけど、本体条文はこれです、これを受けた条例があります、これを受けた規則があります、あるいはこれを受けた行政制度がありますというのの一覧がそこにぶら下がってきて分かるようにしてほしいということだと思います。

これは、総合計画の場合も同じようにしてほしいですね。総合計画で書いてあるけども、その関連する中位計画として、例えば、高齢者福祉基本計画がありますとか、あるいは社会教育基本計画がここにありますとか、生涯学習振興計画がありますとか、書いておいてほしいんです。そういうふうにするによって計画の裏づけとかがきちんとあるんだなと、みんな、安心するし、自治基本条例でも、理念だけでなく、実態化する条例がないのと言われたときに、いや、そんなことはありません、ここにありますがということも示したい。全くないのは理念ですから、その場合は、その理念が全体を貫いた精神として持っていますかということ点を点検しなければいけない、他の条例に対して。

つまり樋口委員のご質問は、結果的に、他の条例がこの自治基本条例の精神どおりに運用されているか、その点検もしてくださいという意味があると思います。自治基本条例だけを点検するのでということです。それも含めて、担当課はやってくださいね。

矛盾するような条例があった場合は論外です。自治基本条例を作るときにその議論をした

はずです。自治基本条例に対して矛盾する条例がある場合は改正する必要があります。その点検は徹底的にやってくださいよと言いました。それはそれ、これはこれだと、ただのお飾りだということになりますから。その作業は、担当課はかなり真剣にやらないとということだと思います。

それから、これはこちら側の委員からも出たご意見だと思いますが、類似団体はどうなのかというのを関連調査としては必要だと。類似団体の一覧表を全部出して、そこで自治基本条例を持っている持っていない、持っているところは、随時、点検している、あるいはやっているというところは関連調査でやっておいた方がいいと思います。

それから、最後、森岡副委員長がおっしゃった、まちづくり全体の流れからして、今の仕組みが適合しているのかどうかという点で、微調整する必要がないのかということがありますよね。これは特にコミュニティ系の自治に自治基本条例がバックアップできているのかと、あるいはNPO系のアソシエーション型市民ボランティア活動とかボランティア活動に対するバックアップシステムとして自治基本条例が機能しているのでしょうか、ということにもつながってくるし、前文の理念は今のままでいいのでしょうか、時代に適合しているかどうか点検ではないでしょうか。

恐らく基本理念は、かなり狂いましたということはないと思うけど、前文あたりと手続規定あたりで再点検が必要かもしれないということだと思います。

今申し上げたことで何か漏れていたらご指摘ください。大丈夫ですか。では、この作業どおり、一旦、進めるということにいたします。

それでは、そのほか、確認したいこと、この作業スケジュールに関して提案したいこと等がありましたらおっしゃってください。どうぞ。

【辻委員】 今日お配りいただいた修正後のファイルに関してはメールでお送りいただければありがたいですと、検討シート、これは郵送なのか、それとも電子データによるものですか。

【事務局】 基本的にはデータはお送りさせていただきますが、例えば、今度2月の会議のときには次回の会議の分の紙ベースをお渡しして、同時にデータもお送りするようなイメージは持っております。

紙ベースのみでご対応いただく委員の方もいらっしゃいますので、紙ベースでお渡しするという併用した形でご対応させていただく予定をしております。

【中川委員長】 それでは、その他として事務局から市民投票条例についてご報告があり

ます。

【事務局】 ご報告ということで、市民投票条例は、この委員会の所管ですが、市内で活動している市議会の定数の削減を求める会という会があり、今年の4月に、議員定数を24名から22名にという条例改正の直接請求をなされました。それを受けまして、議会で慎重に審議され、9月の議会で条例改正は行わない、議員定数削減は行わないという結論になり、改正案は否決となりました。直接請求された後、団体の代表の方が当課の方に市民投票制度の問い合わせ、相談に来られまして、議会での議案の動向によっては、市民投票のことも視野に入れたいということをおっしゃいました。その際、市民投票の対象になるのではなくて、市民投票条例でも規定してありますが、まずは重要事項が対象となり、重要事項につきましては、全市的に、例えば一部の団体、市民が言っているだけでなく全市的に市民が関心を持たれている内容とか、市民投票の際は二者択一にしなければならないという規定がありますが、二者択一になるまでに議論が収束されているかなどということをお話しさせていただきました。また、市民投票の実施となると、選挙に準じて行いますので、投票所を市内41カ所に設けて、全額、市の負担でやりますので数千万の費用もかかることから、一足飛びにできるものではないですということで説明させていただきました。こちらの方には相談もなく、具体的な動きもないですが、今後、もしその方が市民投票の請求をなされた場合につきましては、最終的には市長が重要事項かどうかの判断をしますが、その前に、当委員会の意見を聞くという手続上の規定になっており、市内ではそういう動きがあるということをご認識いただけたらと思っております。

以上が報告になります。

【入口委員】 ちなみに、参考までに、どういう議案が出て、どういう内容で議決になったのでしょうか。

【事務局】 今、定数は24名なんですが、それを22に改正してくださいという直接請求です。

【樋口委員】 説明しましょうか。

【事務局】 一番お詳しいので。

【樋口委員】 3月に条例改正の直接請求が提出され、手続を経て、4月の臨時会で市長から、直接請求を受けた形で議員定数2名減の条例改正案が提案されました。それを受けて、議会で特別委員会を設置し、議会基本条例の中に、定数を変更する際は改正の現状、行政需要の推移、地方自治制度の動向を踏まえ、市民の意見も勘案すると規定されているので、そ

れぞれについて調査をして、学識の方をお呼びして見解をお伺いするというような場を設けたり、パブリックコメントという形態に近いような形ではありますが、実施したり、市民懇談会を開き学識のコーディネートのもとに意見聴取という形をとらせていただいて、8月中に終えて、9月の定例会に臨んで、その場で議案審査という形をとりましたが、その中で、特別委員会の委員間の自由討議もして、そこで反対、賛成のそれぞれの立場でいろいろと議論をして、最後、採決をおこないました。結果として、賛成少数で否決された。こういう流れです。

【中川委員長】　　そういう経過を踏まえて、今度はまた市民投票の方にシフトしてこられる可能性があり、そのときに当委員会に意見を求められます。

(3) その他

2月開催予定の次回会議の日程調整

【中川委員長】　　今日は皆様方のご協力のおかげで非常にスピーディーに審議できましたけど、次回以降は実質的に議論しないといけないことがあるので、結構、濃密なお話になると思います。以後もよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の審議を終わります。

ありがとうございました。